

令和 5 年 2 月 19 日

診療制限の解除について

病棟患者様の感染に伴い、診療制限を行って参りましたが、2月13日以降、新たな新型コロナウイルス感染者は確認されておりませんので、婦人科の診療制限は2月19日の8時30分で解除とし、2月19日8時30分以降、全て通常診療体制とすることといたします。

皆さまには、ご心配とご不便をおかけしましたこととお詫び申し上げるとともに、当院では感染防止対策に引き続き全力で取り組んで参りますので、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

白河厚生総合病院
病院長 大木 進司